

浄水器設置費補助金交付手続き

○補助対象資格

- 八街市内に居住用の住宅を所有し、居住していること。
また、住民登録をしていること。
- 申請者が所有する井戸により地下水を飲料用として使用し、住宅に隣接する道路に上水道配水管が敷設されていないこと。
※集中井戸は、水道事業となり申請できません。
- 地下水の水質検査結果等がいずれかであること。
 - 1) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10.01 mg/L 以上
 - 2) 大腸菌 検出される

①交付申請(申請者→市)

- 申請者は、交付申請書(様式第1号)を市に提出します。
※浄水器設置後の交付申請は、受け付けませんのでご注意ください。

- 申請する際には、次の書類が必要となります。

- 1 地下水の水質検査結果報告書等の写し(6ヵ月前までの報告書)
- 2 浄水器のカタログ(水質基準に浄化できる浄水器に限る。
 - 1) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10 mg/L 以下になること。
 - 2) 大腸菌 不検出になること。
- 3 購入及び設置に係る見積書の写し

②交付決定通知(市→申請者)

- 申請の内容を市が審査し、補助金を交付決定した場合は、交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知します。

- 補助金の額は、決定通知書に記載した額です。

※通常購入費及び設置費の1/3ただし上限5万円です。

※消費税及び地方消費税額は、補助対象になりません。

※1,000円未満の端数は、切り捨てとなります。

③設置報告(申請者→市)

○申請者は、交付決定通知を受けて、浄水器を設置した後に、設置報告書(様式第5号)を市に提出します。

○提出する際には、次の書類が必要となります。

- 1 浄水器を設置したことを証する写真
- 2 領収証(書)の写し
- 3 浄水器設置後の水質検査結果報告書等の写し

※水質基準に浄化できないときは補助金は、交付されません。

- 1) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10 mg/L以下になること。
- 2) 大腸菌 不検出になること。

④交付確定通知(市→申請者)

○市は、申請者から提出された設置報告書に基づき、設置の確認調査を行った後、補助金確定通知書(様式第6号)を申請者に通知します。

⑤交付請求(申請者→市)

○申請者は、補助金確定通知を受けて、補助金交付請求書(様式第7号)を市に提出します。

⑥補助金の交付(市→申請者)

○市は、申請者から提出された補助金交付請求書に基づき、補助金を交付します。

※補助金は、請求書に記載された金融機関の預金口座に入金されます。

※入金は、金融機関の手続き等により、日数がかかる場合があります。

※不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を命じる場合があります。

●補助金交付を受けた方の再申請について

補助金の交付を受けた後、5年以上を経過すること。

ただし、5年以上を経過した場合であっても水質基準に浄化できる場合は、再申請することは、できません。